

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、老人クラブその他の地域住民団体が実施する地域の老人専用集会所、自治会館、農業会館、集合住宅内集会所、民家等（第4において「老人専用集会所等」という。）を活用して、高齢者が交流等を行う場所（以下「いきいき交流広場」という。）を運営するにあたり、消防法施行令第26条（昭和36年3月25日政令第37号）及び消防法施行規則第28条の3（昭和36年4月1日自治省第6号）に定める基準に基づき設置する誘導灯及び誘導標識の購入費、設置費、修繕費及び点検費を補助し、利用者の安全の確保を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、地域住民で構成される次に掲げる団体が実施するいきいき交流広場を運営する事業とする。

- (1) 茨木市老人クラブ連合会
- (2) 本市に登録している単位老人クラブ
- (3) 地区福祉委員会
- (4) その他市長が適当と認める団体

（補助対象経費）

第3 補助の対象となる経費は、消防法施行令及び消防法施行規則に基づき当該施設に必要と判断される誘導灯等の設置、修繕及び点検に要する経費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

（補助金額）

第4 補助金の額は、補助対象経費の合計額又は150,000円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付申請書（様式第1号）に誘導灯及び誘導標識の設置計画書を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市いきいき交流広場誘導灯

等設置補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該申請書の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、誘導灯等の設置完了後、茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（1）設置した誘導灯等の領収書の写し

（2）設置した誘導灯等の設置状態がわかる写真

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書

類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（書類の保存）

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付申請書

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

☐消費税等の課税事業者 ☐その他

4 添付書類

(1) 誘導灯及び誘導標識の設置計画書

(2)

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金は、
次の条件を付けて、金 円（概算額）を交付します。

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 3 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額（概算額） 円

様式第 4 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市いきいき交流広場
誘導灯等設置補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額（概算額） 円
- 5 変更後交付申請額（概算額） 円
- 6 差引増減額 円

様式第 5 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交 付 決 定 額（概算額）	円
変 更 増 減 額	円
変更交付決定額（概算額）	円

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 6 号（第10関係）

年 月 日

（報告先） 茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

⑨

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額（概算額） 円

3 補助金精算額 円

4 申請者の区分 ※以下のいずれかにチェックをお願いします。

☐消費税等の課税事業者 ☐その他

5 補助事業の成果

6 添付書類

(1) 設置した誘導灯等の領収書の写し

(2) 設置した誘導灯等の設置状態がわかる写真

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金実績報告書を審査の結果、茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金を次のとおり確定します。

- 1

補助金交付決定額（概算額）

円
- 2

補助金確定額

円
- 3

補助金差引額

円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩

茨木市いきいき交流広場誘導灯等設置補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市いき
いき交流広場誘導灯等設置補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額（概算額） 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円